

## 報告第1号

### 令和5年度の事業計画

ロシアのウクライナ侵略戦争に終結の兆しが全く見られない。令和5年度も燃油・運送費・資機材等の高騰が予想される。加えて、円安により、遠洋漁船にとっては、引き続き厳しい漁業経営を強いられることが予想される。

世界各国で防衛・エネルギー・食料の安全保障がクローズアップされ、その解決が各国ともに喫緊の課題である一方、食料の安全保障の一翼を担う我が国漁船漁業は、衰退に歯止めがかからない。衰退する原因、本質を見極め、我が国漁船漁業を牽引してきた遠洋漁業の役割と使命を再度認識する必要がある。

魚価はある程度回復傾向にあるものの、環境保護団体等の活動により多様な国際規制の強化が強いられ、安定した漁場の確保が難しくなっている。さらに船員の高齢化や慢性的な船員不足など遠洋漁業を取り巻く環境は引き続き非常に厳しい状況が見込まれる。

遠洋漁業が抱えている問題を解決し、二国間協議や地域国際漁業機関等を介して、操業継続が図られるよう関係当局へ働きかけ、既存漁業の確保と新たな漁場の獲得のため、入漁先国のニーズを踏まえた操業が確保出来るよう制度の効果的な運用が必要となる。

昨年改定された水産基本計画の内容を踏まえ、水産業の生産手段の核となる漁船漁業を維持するため、既存漁船の活動の維持・拡大を図り、新船の建造計画を策定することなどが求められる。また、本年度も引き続き漁場の安定確保、コスト削減と漁獲物の質の向上に務め、乗組員の積極的な雇用を目指し、漁業経営を向上させる必要がある。

当協会は、漁船漁業の中核を担っている重要な団体の一つであり、これからも会員と共に、その役割と使命を共に果すことが求められる。

かかる情勢を踏まえ、遠洋トロール漁業等の維持存続のために、具体的には次の点に積極的に取り組む。

第一に、自由民主党水産総合調査会に立ち上げられた遠洋漁業振興検討プロジェクトチーム（遠洋PT）では、懸案の解決が実現出来るよう引き続き関係団体とともに関係当局へ働きかける。遠洋漁船漁業の再構築には、公海域のみならず各国の200海里内水域での操業機会の確保が重要であり、相手国の条件に即した操業形態を実現することが必要で、新船建造の条件を大きく左右する。会員各位および関係団体と歩調を合わせ、我が国遠洋トロール漁業等の維持・再生・発展に不可欠な規制緩和と関係法令の改正などに積極的に取り組む。

第二は、国際条約水域での安定的な操業機会との維持・確保の取り組みであ

る。遠洋トロール漁業等の活動の場である公海水域は、環境問題への対応を含め資源管理が一段と強化される傾向にある。毎年開催される漁業に関する国連での会議・国際会議や作業部会など、また、FAO や ICFA の活動についても、官民一体となって積極的に参加し、水産資源の持続的利用の確保と共に経済的に安定した操業に不可欠な割当枠確保などに努める。

第三は、遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大への取り組みである。遠洋トロール漁業等で漁獲される魚種には、カラスガレイ、アカウオ、キンメダイ、クサカリツボダイ、メロなどがあるが、政府も水産物輸出振興策を強化しており、その輸出拡大を目指す。また、漁獲物の外地からの直接輸出に必要な衛生証明書の発給・新魚種登録・施設の登録などの課題については、現在水産庁が中心となり当該国と交渉中であるが、関係団体とも歩調を合わせ、今後とも漁獲物の世界市場を開拓する。

また、南極海域でのオキアミ操業の再開実現可能性に関する調査は、引き続き国の協力を得ながら調査を継続する。なお、会員から要請のあった北太平洋公海域等我が国 EEZ 内外における大型トロール漁船によるサバ・イワシ等の漁獲については、将来的な実現に向けて、改正漁業法の主旨を踏まえて検討を進める。

## I. 国際対策事業

2022 年は、新型コロナウイルスの感染が下火となり、いくつかの国際機関では対面での会議が開催されるなどの回復がみられた。2023 年の国際対策事業の実施においては、新型コロナウイルスへの対応、ロシアによるウクライナ侵攻等の国際環境で、通常とは異なる開催方法での会議開催などが予想されるなど、不確実な面もあるなか、下記の対応を行う。

### 1. 北方水域関係

#### (1) NPFC（北太平洋漁業委員会）

2021 年度から実施した VME 保護のため着底禁止海域の 2 か所は、2022 年度には着底状況の記録も行う一方、今後の実効性、実証方法の確認を進めており、2022 年の科学委員会、底魚・海洋生態系小委員会でも、日本の取り組みを継続して確認した。2023 年度も、これらの取り組みを継続し、漁業の維持存続を確保できる保存管理措置の設定に努める。

#### (2) ベーリング公海条約

メールベースで開催されている年次会合で、わが国が提起しているベーリング公海のスケットウダラ資源の漁獲可能水準（AHL）の見直しについて、引き続き議論が深まるよう、関係者の取組を支援する。

## 2. 南方水域関係

### (1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

日本漁船が安定して操業が継続出来るよう必要なカラスガレイ、アカウオ等の漁獲枠の確保やイカ操業が可能となるルール作りに努め、科学理事会、年次会合など、NAFO 関連会合に必要な応じて研究者（外部専門家含む）や協会職員の派遣を行う。また、日本漁船の円滑な操業が継続できるよう、カナダとの間で漁獲枠の調整の可能性を探る。

### (2) CCAMLR（南極生物保存条約）

欧米各国が MPA（海洋保護区）の設定に積極的であり、これらへの対応について、重要度が増している。日本は各国の MPA 設定の動きを積極的に活用し、キャスティングボードを握る努力をするとともに、2020 年から新船となった操業船のより安定した漁業経営、開発操業、調査漁獲への貢献が出来るよう、諸条件を改善し、新たな操業海区や必要な漁獲枠の維持確保に努め、CCAMLR 関連会合に参加する。

### (3) ニュージーランド水域

2016 年の NZ 転籍義務化に伴い NZ に転籍を余儀なくされた漁船に対して、引き続き漁獲物の国内搬入等に対する支援を行う。

### (4) SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）

2023 年は TAC 検討年ではないが、対面・WEB 会議が予定されており、職員を参加させ、関係省庁と協力して我が国漁船の操業機会確保に努めるとともに開発漁業申請を行い、利用可能漁場の拡大に努める。

### (5) SIOFA（南インド洋漁業委員会）

2023 年は対面会議が予定されており、キンメダイ資源に関する評価作業が進められており、我が国漁業にとって不利にならないよう関係科学者、省庁に働きかけを行い、必要に応じて関連会合に職員を派遣する。

## 3. その他の水域

当協会会員が関係する合弁企業による事業については、従来に引き続き、相手国の政府関係者や業界関係者との意思疎通を図り、事業の継続、維持発展に努めるとともに、新たな海域、各国の EEZ などでの操業機会や合弁事業の可能性を追求する。

## 4. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のために必要な措置

①各種政府間漁業関係協議、多国間会合、民間協議等に既存遠洋底魚漁業の維持発展、新規事業・漁場開発、合弁事業推進のために積極的に参加する。

②遠洋漁船の漁獲物の外地からの直接輸出が可能となるよう国内制度の改善とともに相手国政府（中国等）との合意形成が加速するよう関係機関への働きかけを行う。

③関係国との意思疎通や交流を図るため関係省庁や海外漁業協力財団等の協力を得て、外国の関係者の日本への招聘、我が国の調査団、専門家、技術者の派遣を行う。

④遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないよう、反漁業活動を阻止し貿易自由化に向けた対応を行うため、引き続き必要に応じて関係省庁、関係団体と連携して ICFA（国際水産連合）、FAO（国連食糧農業機関）等への働きかけを行うとともに関係会員を中心に、必要に応じ、遠洋トロール漁業等の再構築のために欧米等の漁業技術先進地へミッションを派遣し、関連先進技術の調査、習得、移転に努める。

⑤過激な環境保護活動に対しては、食料確保の生産手段である漁業存続について各国の諸団体と協力して FAO、国連等への働きかけを行う。また、BBNJ（国家管轄権外区域の海洋生物多様性保全及び持続可能な利用に関する条）は 2023 年 3 月に政府間合意を得て、既存の漁業管理機関（RFMO）の機能及び権限を損なわないことが確保できたが、同時期に、一部環境保護団体と密接な学者が公海操業の禁止を求めたオンライン上の署名活動を開始するなどの動きもみられる。その動向は、将来の公海深海漁業の死活問題ともなりかねないことから、動向を注視し、必要に応じて政府等への働きかけを行うとともに関連会合への職員等の派遣を行う。

⑥オキアミ操業再開プロジェクトについては、食料安全保障問題、養殖用餌料問題と関連するため国内関係者等との情報共有を続け、近い将来の我が国の南極海におけるオキアミ操業再開、オキアミ資源の権益確保を目指す。

⑦北太平洋公海域や我が国 EEZ 内外における大型トロール漁船によるサバ・イワシ等漁獲については、改正漁業法に基づく「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」の趣旨を踏まえて、水産庁及び関係者と検討を行う。

## II. 国内対策事業

(1) コロナ禍の下での国際物流の大混乱、SDGs への取り組みの動きに加え、原油減産やウクライナ情勢などによる燃油高騰は、経費の約 3 割近くを燃油が占める漁船漁業にとっては死活問題となっており、燃油セーフティネット事業が、非常に重要な取り組みとなっている。引き続き支援が着実に受けられるよ

う、関係者への理解を促すとともに、円滑な手続きを進める。

(2) 収入減少を基金と積立金で補てんする「積立ふらす」には、2021年に改定された新資源管理方針に基づき、令和5年度中に、原則としてIQに基づく資源管理又は関係漁業者による資源管理協定への移行が加入要件とされる。期限までに当協会の会員漁船による国が認定する協定を締結し、加入を継続し、対象となる漁業における制度適用が円滑に進められるように支援する。

(3) 漁船の運航に係わる制度等を検討する（一社）大日本水産会・海務労務専門委員会と協力し、IMO(国際海事機関)関係の SOLAS 条約（海上人命安全条約）、MARPOL 条約（船舶における海洋汚染防止条約）、ケープタウン条約（トレモリノス漁船安全条約議定書改正の実施に関するケープタウン協定）、STCW-F 条約（漁船版乗組員訓練・資格証明・当直に関する条約）、ポーラコード（IMO および ILO における極海域航行時の上乗せ規則）に関して、情報収集を行い、条約策定過程や国内法制度化に際して業界の意見を反映させ、当協会会員のような少隻数の漁業種類であっても、国内外の枠組みに不都合となることのないように取り組む。特に STCW-F は数年後に国内法制度化が予定されており、漁業の実態を踏まえた法定職員の配乗を実現するため、水産庁、外交省、各団体、海員組合などと協調して取り組む。

(4) 全国水産物輸入対策協議会の活動に積極的に参加し、TPP 合意後の水産権益の確保を中心に EPA、WTO 等の諸問題に対応していく。

(5) マルシップ管理委員会に出席し、会員各社と情報を共有し、漁船漁業の円滑な遂行に努力する。

(6) 遠洋トロール漁船等の漁獲物の市場拡大のため、低利用魚種、規格外魚などのほか、既存魚種の販路の拡大など、市場開拓活動を行う。

(7) 新規就労者の確保に向け、（一社）大日本水産会の会員である業界団体等と行政、水産高校等が連携して実施されている漁船乗組員確保育成プロジェクトに積極的に参加し、プロジェクトの効果の実現を図る。当協会会員においては新規就労者の乗船割合は高いものの、より高い海技士資格者、スキルアップが可能な候補者等の確保のため、水産系高校での漁業ガイダンスや漁業就労支援フェア等にも積極的に参加する。

(8) 輸入割当管理について、引き続き適切な運営を図る。

(9) 2022年12月に施行された水産流通適正化法に基づくイカ、サンマ、サバマイワシを輸入する際に必要な外国政府発行の適正採捕証明書（IUU 漁業の抑

止)の円滑な実施に向けて、官民協力を進めていく。

(10) (一社)大日本水産会を事務局として立ち上げた(一社)マリン・エコ・ラベル・ジャパン(MEL ジャパン)の広報普及委員会等に出席、業界への普及、一般への広報に向けて積極的に関与、協力する。

### Ⅲ. その他

(1) 外国漁業政策・規則等の資料を入手し会員に配布する。

(2) 関係官庁及び関係団体等との緊密な連携と協調のもとに、遠洋トロール漁業等発展のための諸問題の解決を図る。

(3) 会員相互の親睦を図り、本会の部会や委員会の活動を通じて本会事業の円滑な運営を図る。

(4) 必要に応じ遠洋トロール漁業等に関する問題に積極的に関与し、遠洋漁業の必要性和重要性について引き続き広く一般の認識醸成に取り組み、併せて国際競争力のある遠洋トロール漁業等の実現に努める。